

## 令和5年度 豊郷町住宅リフォーム等補助金事業のご案内

町内産業の活性化と雇用の安定化のため、住宅リフォーム等促進事業を実施しています。

これは、町民の皆様が町内に事業所を有する法人または個人の施工業者を利用し、リフォーム工事や太陽光発電システムの設置を行う場合に、その経費の一部を補助する制度です。

### ◎ 補助の対象となる工事

補助金交付決定通知を受けてから着手し、令和6年3月15日(金曜)までに完了する工事が対象です。なお、補助対象総工事費が30万円以上(消費税含む)の工事に限ります。

◎ 対象工事 ※注) 増築、単なる外構工事、下水道等接続工事は対象外です。

● 修繕、改修、補修、模様替え工事(詳細内容については、下記担当課に連絡下さい。)

● 太陽光発電システム新規設置(新築は対象になりません。)

### ◎ 補助の対象となる住宅

町内の住宅(自ら所有し、現に居住している住宅または転入し居住する住宅)が対象となります。ただし、店舗併用住宅等は居住部分のみ対象となります。

### ◎ 補助の対象となる方

次の要件をすべて満たしている必要があります。

1. 対象の住宅の所有者で、その住宅に自ら居住している人 または転入し自ら居住する人(転入後の住民票提出)、豊郷町に住民票を置いている人。
2. 申請時において町税(国保税含む)等について滞納がない者。
3. 対象となる工事について、他の同様の豊郷町補助金や助成金を受けないこと。

住宅リフォーム・太陽光発電システム設置の補助を同時に利用することは可能ですが、補助回数は各世帯1回限りとなります。

※注) 対象住宅が共有名義等の場合、複数人による申込みはできません。

### ◎ 補助金額

◎ 住宅リフォーム工事 : 補助対象総工事費の3分の1に相当する額で、20万円を限度

◎ 太陽光発電システム設置 : 太陽電池モジュール出力1kWあたり10万円で、30万円を限度(最大出力の合計値を乗じて額を算出します。)

### ◎ 補助金申請の流れ

① 令和5年4月11日(火曜)以降に役場地域整備課窓口にて申込みし、補助金交付申請様式の受け取り。

② 申請様式に必要書類を添付して、地域整備課リフォーム担当あてに申請書の提出。

③ 地域整備課発送の補助金交付決定通知を受領後、工事の着工。

※ 決定通知を受け取る前の工事は補助金対象となりませんのでご注意ください。

④ 工事完了後、速やかに実績報告書の提出。

⑤ 地域整備課から補助金額確定通知および補助金支払通知の発送。

⑥ 補助金支払(所定口座に振込み)を確認し完了。

何かご不明な点がございましたら、下記までご連絡ください。

お問い合わせ・申込先  
豊郷町役場 地域整備課 (TEL35-8121)